

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年4月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 契約件名 脱炭素先行地域への応募を視野に入れた脱炭素地域づくり支援業務委託

(2) 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで

※ 脱炭素地域づくりの進捗、脱炭素先行地域への採択結果等により、上記の期間以後も本件契約相手方と随意契約をすることがある。ただし、履行内容が良好と認められ、当該事業に係る予算の配当を条件とする。

(3) 目的

国は2050年脱炭素社会の実現に向けて「地域脱炭素ロードマップ」を定め、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」において、2030年度までに地域特性等に応じた先行的な取組みを実行することとしている。区においては、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、脱炭素に向けた取組みを実施しているが、今後より一層の対策を進めるため、「脱炭素先行地域」への応募について検討を進めている。

本業務は、令和5年度中の脱炭素先行地域への応募を視野に入れた脱炭素地域づくりを進めるため、専門的な知見からの支援を受けるものである。

(4) 業務内容

以下の業務を行うこと。

- ① 今までに選定された脱炭素先行地域の情報収集・分析。特に世田谷区の参考となる地域の事業内容、実施体制等に関する情報の収集、分析
- ② 発注者が指定する候補地または対象施設に関する構想案（事業内容、実施体制等）の検討
- ③ 構想案における候補地または対象施設の現状（民生部門の電力需要量、再生可能エネルギー電源の供給や省エネルギー転換等の有効かつ実現可能な方策など）把握・分析支援
- ④ 脱炭素先行地域への応募に向けた検討課題の整理及び検討に関する進行管理・関係書類等の作成支援
- ⑤ 地元住民等（町会・商店街等）及び関係機関等（事業者・金融機関等）との調整・合意形成に向けた協議の支援（説明資料案作成、協議における説明補助、協議会の設立及び運営支援、協議記録作成等：9回程度）
- ⑥ 計画提案書、計画提案概要等脱炭素先行地域申請に関する書類の作成
※発注者が脱炭素先行地域に応募しない場合は、脱炭素地域づくりに関する計画提案書を作成すること。
- ⑦ 検討過程において開催される各会議体の資料の作成（6回程度予定。内2回程度については、当日の出席、質問対応及び会議録の作成等を含む。）
- ⑧ 区担当課との作業確認、打合せ（週1回程度予定）及び打合せ記録の作成（適宜）
- ⑨ 報告書等資料の作成（成果資料、打合せ記録及び業務報告書等）

2 参加資格条件

提案書提出者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 都道府県民税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (4) 世田谷区から指名停止（入札禁止を含む）を受けている期間中でないこと。
- (5) 過去5年間（平成30年度から本プロポーザル公告日までに履行完了したもの）に官公庁において、同種又は類似業務に携わった実績を有すること。
 - ・同種業務：官公庁から受託した「脱炭素先行地域」の応募に向けた提案支援業務
 - ・類似業務：官公庁から受託した環境施策や地球温暖化対策に関連する計画の策定支援業務

3 提案書の提出対象者を選定するための基準

本件では、参加表明書に基づく「2 参加資格条件」の確認のみを行う。参加資格の確認ができたものには、プロポーザル招請通知を送付（電子メールおよび郵送）し、参加資格が確認できなかった提出者には、確認できなかった旨を通知する。

4 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

提案書の審査は、審査委員会が別に定めた審査要領に基づき一次審査（書類審査）及び二次審査（事業者ヒアリング）の二段階で実施する。

(1) 一次審査（書類審査）

提案書の書類審査を行い、二次審査の対象者を3社程度選定する。

＜一次審査の審査項目及び審査の視点＞

審査項目	審査の視点
企業実績	・同種又は類似事業業務実績が十分か
業務実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
技術者実績 (管理技術者) (担当技術者)	・技術者資格（技術士、RCCM等）を有しているか ・同種又は類似事業の実績が十分か ・世田谷区における業務実績があるか
過去の成果品	・提案書や冊子等の構成、文書・図表作成等の表現力があるか ・背景、現状と課題、目標、取組内容、進行管理等が的確に示され、明確かつ説得力のある内容か
業務実施方針	・業務目的、内容の理解度が高く、具体的な方法や進め方等が明確に記載されているか ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映され、実現可能なものになっているか
特定テーマに対する提案	・テーマの目的及び視点、区の現状や背景を適切に把握した具体的な提案となっているか ・着眼点、問題点、解決方法等が適切に提案されているか ・提案内容に説得力、実現性があるか

	・課題解決のための創意工夫がなされているか
資料作成能力	・提案内容がわかりやすく、説得力のある効果的な構成となっているか
見積書	・見積金額と提案内容が妥当であるか

(2) 二次審査（事業者ヒアリング）

二次審査の対象者には、提案書の内容について、配置予定の管理技術者及び担当技術者へのヒアリング（提案説明及び質疑応答）を実施し、審査する。説明に用いる資料は、提案書のみとし、新たな資料等の配布は認めない。パソコンを使用する場合は、2営業日前までに区に通知し、必要な機器を持参すること。（プロジェクター及びスクリーンは区で用意）。説明は、管理技術者又は担当技術者が行うこと。

<二次審査の審査項目及び審査の視点>

審査項目	審査の視点
専門技術力	・提案書の内容をよく補完しており、実績等も含め、専門技術を十分に発揮できると認められるか。
コミュニケーション能力	・説明が分かりやすいか。 ・質問に対する応答が明快で的確かつ迅速か。
取り組み姿勢	・業務に対する熱意、取り組み意欲が感じられるか。

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区環境政策部環境計画課（二子玉川分庁舎B棟3階）

住所 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1

電話 03(6432)7135

FAX 03(6432)7981

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和5年4月7日（金）～令和5年4月19日（水）午後5時

交付場所 世田谷区環境政策部環境計画課の窓口

または、世田谷区ホームページ

[世田谷区トップページ](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル](#)
> [住まい・街づくり・環境](#)

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/002/d00203461.html>

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和5年4月19日（水）午後5時【必着】

提出場所 世田谷区環境政策部環境計画課

提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) その他詳細は説明書による。